

**水素燃料電池自動車用ガス供給スタンド保安検査基準等検討専門分科会  
及び定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会の移行について（案）**

1. 経緯等

技術委員会の改組に伴い、平成17年9月13日開催の第1回技術委員会において、その時点で活動中の「専門委員会」を次のように取り扱うこととされた。

- ・その時点で活動中の「専門委員会」の暫定的活動の承認
- ・規格委員会設置後に同委員会の承認の下に「分科会」、「解釈専門分科会」へ移行

高圧ガス規格委員会の所掌範囲内の「専門委員会」は次の二つである。

水素燃料電池自動車用ガス供給スタンド保安検査基準等検討専門委員会  
定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門委員会

今般、高圧ガス規格委員会の設置により、

の専門委員会を規格委員会規程第16条に基づく分科会として移行し、また  
の専門委員会を規格委員会規程第17条に基づく解釈専門分科会として移行し、設置することとしたい。

## 2.水素燃料電池自動車用ガス供給スタンド保安検査基準等検討分科会の移行について

### 2.1 移行主旨

当協会においては、各規則等の「保安検査基準」、「定期自主検査指針」を自主基準として制定した。

一方、水素燃料電池自動車関連については、平成14年度の政府方針「燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施」を受け、各関係機関・団体が技術開発、安全性検討を行い、高圧ガス保安法に係る水素ガス供給スタンド（ステーション）の規制のあり方についても、今般（財）石油産業活性化センター殿等から経済産業省へ報告がなされている。

これらの経緯を踏まえ、水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドの「保安検査基準」及び「定期自主検査指針」を自主基準として制定し、「保安検査基準」については、告示で指定されるべく検討をしてきたが、高圧ガス規格委員会の下に標記専門分科会として移行し、引き続き、当該「保安検査基準」及び「定期自主検査指針」の検討を行うものである。

### 2.2 今後の検討方法

現在までに素案が出来上がっている。今後、水素ガススタンドの技術上の基準に係る例示基準が定められた時点で最終的な検討を加え、成案とする予定である。

### 2.3 委員構成

従前の活動内容を変更するものではないため、委員については全員留任とする。委員構成は別添委員名簿（案）参照。

### 3 . 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会の移行について

#### 3 . 1 移行主旨

当協会において、6種類の保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及び定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）を 2005 年版として制定し、その周知を図る目的から保安検査方法見直し説明会を実施した。その後、多くの質問が寄せられ、それら質問に対する回答を統一的にするため、解釈専門委員会を設置し活動してきた。

今後も両規格に関する質問が寄せられることが予想されることから、高圧ガス規格委員会の下に標記専門分科会として移行し、引き続き、検討をおこなうものである。

なお、この解釈専門分科会については、高圧ガス規格委員会及び冷凍空調規格委員会の両者の共管として再発足するものとする。

#### 3 . 2 検討方法

解釈専門分科会は、技術的な解釈に係る質問を取り扱うこととする。規格の見直し等の必要性があるものについては、高圧ガス規格委員会又は冷凍空調規格委員会が取り扱うものとする。

また、全ての解釈は書面投票による採決とし、解釈専門分科会の委員全員の賛成により可決の決議とする。

#### 3 . 3 構成

従前の活動内容を変更するものではないため、委員については全員留任とする。委員構成は別添委員名簿（案）参照。

なお、委員については、公平性の確保及びこれまでの規格作成活動への参画を重視して、保安検査基準・定期自主検査指針の原案作成を行ったメンバーを中心に各業界（一般則、コンビ則、液石則、冷凍則）から選定している。その他、専門的な知識を必要とする案件（スタンド関係、計装・電気設備関係等）の検討・決議を行う際は特任委員を追加することとする。

以上